

日放技発第 363 号
平成 30 年 7 月 2 日

厚生労働省
医政局長 武田 俊彦 殿

公益社団法人日本診療放射線技師会
会長 中澤 靖夫



読影の補助業務における診療放射線技師活用に関する要望書

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人日本診療放射線技師会（以下「本会」という。）は、平素より、国民に安全で安心できる診療放射線技術を適切に提供するため、医療環境の整備に努めております。

昨今、「画像診断報告書の確認不足」による診療の遅れについて、公益財団法人日本医療機能評価機構からの医療安全情報でも取り上げられ、注意喚起が行われているところではございますが、これに関連する報道が後を絶ちません。

また、我々診療放射線技師の業務として、平成 22 年 4 月 30 日付医政発 0430 第 1 号「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」において、「画像診断における読影の補助を行うこと」が認められており、本会の生涯教育でも関連講習会を取り入れ、日常臨床においても実践している状況でございます。

以上のことから、画像診断報告書の確認不足が発生しないよう、また確認不足のための診療の遅れや事故を皆無とするためにも、ぜひとも、診療放射線技師による異常所見報告体制の整備と推進をお願いする所存でございます。

謹白